

**BE KOBE**

**資料 1**

福祉環境委員会

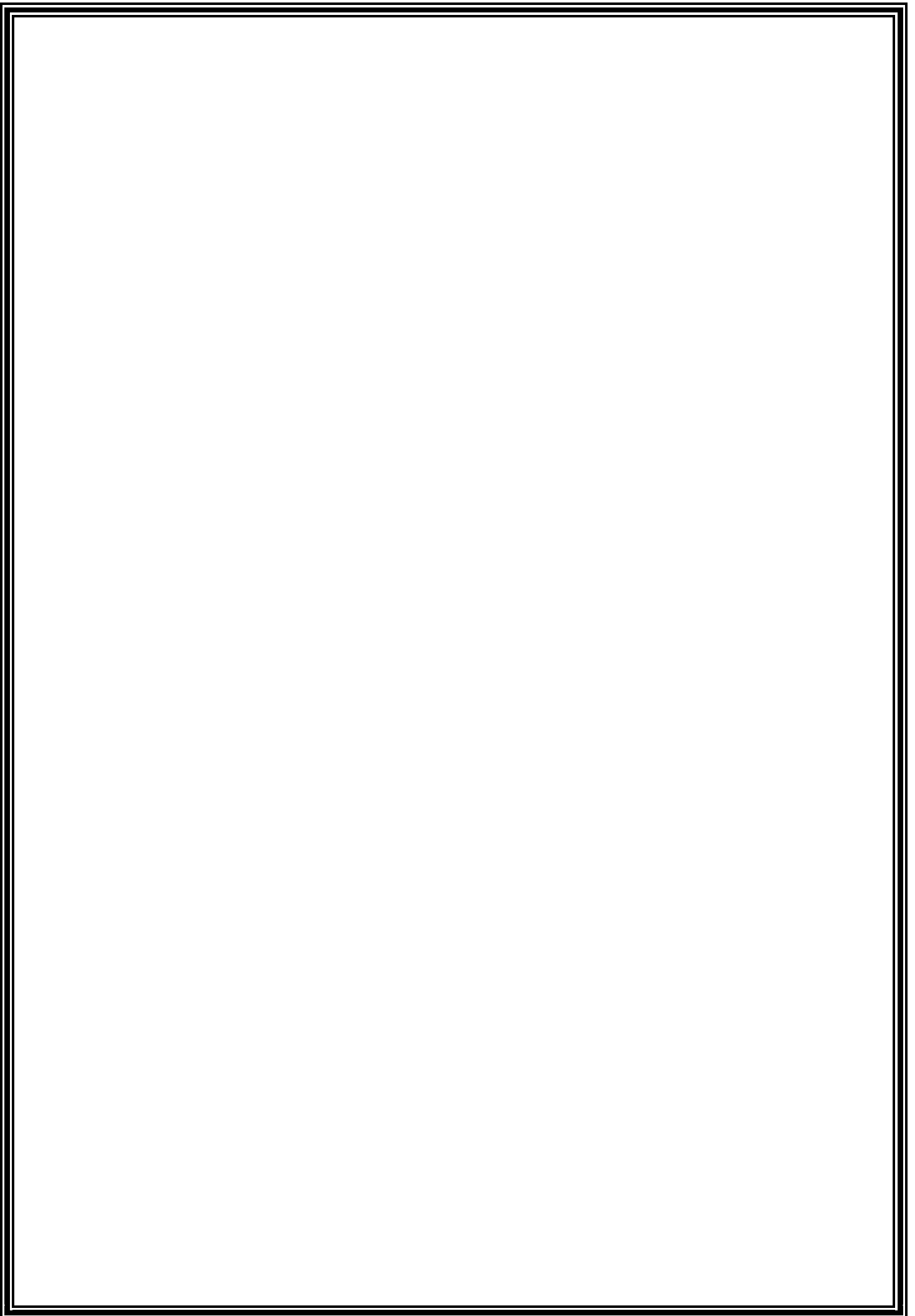
(健康局)

令和2年6月18日

**令和3年度  
国家予算に対する提案・要望  
【健康局抜粋】**



**神戸市**



# 提案・要望項目

---

## | 新型コロナウイルス感染症対策項目

- I. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実 ..... 2
- II. 感染拡大防止策の強化 ..... 3
- III. 市民生活を守るための取組みの推進 ..... 5

## | 重点項目

- I. 地方創生・人口減少社会への対応 ..... 7
- VIII. 子育て・教育環境の充実 ..... 8
- IX. 保健・福祉・医療の充実 ..... 9

## | その他項目

- IV. 保健・福祉・医療の充実 ..... 12

# 新型コロナウイルス 感染症対策項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

## 1. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実

»総務省、厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本市においても、早期収束と医療崩壊を起こさないための感染拡大防止策及び風評被害への対策や、外出自粛・臨時休校等で困っている市民の生活、経済活動の急速な縮小により疲弊している市内事業者への支援に全力で取り組んできた。
- 今後も引き続き、市民の命と健康を守り、安心を与え、市民生活及び経済への影響を最小限に抑えていかなければならない。阪神・淡路大震災から25年、本市が迎える最大の危機を乗り越えていくため、国や兵庫県、医療機関、関係機関等と緊密に連携を図るとともに、状況の変化に応じて、迅速かつ効果的な対策に全力で取り組んでいく。
- そのためには、令和3年度予算に限らず、令和2年度補正予算等を含め、国からのさらなる財政支援が不可欠である。

### 1) 地域の実情に応じて取り組む独自の施策に必要な財政措置の実施

#### ○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額と柔軟な運用

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応のために緊急に必要となる感染拡大防止策や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県に交付されている。
- 感染拡大の「第2波」や将来的な新興感染症の流行に備え、感染拡大防止策や医療提供体制の整備等のさらなる充実を図っていく必要があるため、国からのより一層の財政支援が必要である。
- また、本交付金は、国の令和2年度一次補正において創設され、同二次補正にて大幅に増額されたが、交付対象者は都道府県となっており、指定都市が機動的かつ緊急的な対応を行うことが難しい。
  - ・緊急包括支援交付金のさらなる増額
  - ・地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とするような対象事業の要件緩和及び上限額の引上げ
  - ・指定都市を直接交付の対象に追加

## II. 感染拡大防止策の強化

»厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 感染拡大期には、本市においても、市民の命と健康を守るため、早期収束と医療崩壊を起こさないための感染拡大防止に全力で取り組んできた。
- 今後も、新型コロナウイルス感染拡大の「第2波」や、将来的な新興感染症の流行にも備えるため、医療資器材の確保等による感染拡大防止策を強化するとともに、検査体制の強化や、重症患者やリスクの高い患者に対して適切な医療サービスを提供できる体制を構築するなど、息の長い、持続的な対策が必要である。

### 1) 地域の検査・医療提供体制の整備に対する支援の充実

#### ○ 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に対するさらなる支援

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や診療報酬の増額等により、医療機関に対する支援が行われているところであるが、感染拡大の長期化により、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関においては、病院経営に多大な影響が出ている。診療体制の確保（空床確保等）、経営の安定化、院内感染防止対策（感染症病棟のゾーニング等）及び職員確保のための十分な財政支援を行うこと。
- 感染症の疑いのある患者の受入れを行う病院については、院内感染を防ぐための病棟改修や備品整備などが必要であるため、必要な経費を全額負担するとともに、改修にかかる医療法上の手続きの簡素化が必要である。
- また、地域医療提供体制維持のため、感染拡大に伴う外来患者の減少等により経営状態が悪化している医療機関への財政支援が必要である。

#### ○ 治療薬・ワクチンの開発や精度の高い簡易的な検査手法の確立

- 社会経済活動を維持していく上で、一日も早く新型コロナウイルス感染症の治療薬及びワクチンの開発と実用化を図ることが重要であることから、国内外で実施されている臨床試験等に対する支援が必要である。
- PCR 検査機器の配備や検査試薬の十分な確保、抗原検査の積極的な活用及び唾液等を検査材料とする精度の高い簡易的な検査手法の実用化により検査体制をさらに強化し、必要な検査をより積極的に実施できるようにすることが必要である。

#### ○ 医療資器材及び感染拡大防止資器材の安定的な確保

- 新型コロナウイルス感染症拡大期においては、医療用マスクやガウン等の医療資器材が不足し、医療提供体制の確保に支障を来すこととなった。この教訓を踏まえ、医療用マスクやガウン、人工呼吸器等の医療資器材について、国において引き続き、国内での生産・増産体制の整備に取り組むとともに、必要な備蓄を行うことで、医療機関への安定供給体制を構築することが必要である。
- 同様に、市民向けのマスクや手指消毒液といった感染拡大防止資器材についても、安定供給のため、国の責任による、生産設備の増強、他業種からの参入支援、海外からの調達強化を図るとともに、価格の安定化や公平な購入機会の確保に努め、適切な流通体制を早期に確立することが必要である。

○ 保健所及び地方衛生研究所の機能強化・体制充実に向けた財政支援

- 新型コロナウイルス感染症など新興感染症が発生した場合に、保健所を中心とした迅速な対応が必要となる。保健所の体制強化のため、医師・保健師等の人材の確保・育成に国として努める必要がある。
- 地方衛生研究所は、今回の新型コロナウイルス感染症のような国民の生命・健康を脅かすような危機管理事案にかかる検査を迅速かつ正確に実施するために必要不可欠な機関である。このため、法的な位置づけを明確にするとともに、国補助による機器整備等の財政基盤の充実や教育・研修制度の充実による検査員の育成など、その機能維持・強化に必要な措置に対して、国として責任をもって対応することが必要である。

2) 「新しい生活様式」への移行に伴う様々な課題への対応

○ 熱中症予防の取組みに対する財政支援

- 新型コロナウイルス感染症対策で外出の自粛による体温調節機能の低下や、マスクの着用により熱の発散が妨げられることで、例年以上に熱中症を起こしやすくなる。しかし、熱中症患者の救急搬送が増加すると、市内の医療提供体制（救急搬送、病床確保）を大きく圧迫する恐れがある。
- また、経済的負担により自宅で冷房を使用出来ない高齢者や生活困窮者等は、冷房設備のある公共施設等に集まることが多いが、新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避ける必要がある。
- 健康管理の徹底や注意喚起等の熱中症予防の啓発事業、及び地域の実情（人口規模・気温差等）に沿った施策に対する財政支援が必要である。

（参考）

- ・令和2年5月27日「新型コロナウイルス対策とともに過ごす夏の『熱中症予防』神戸市熱中症予防対応指針」策定
- ・熱中症救急搬送者数（令和元年度） 715人（屋外：276人、屋内：439人）

○ 差別・偏見・誹謗中傷等の防止及びその標的となった方々への支援

- 新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者やライフラインを支えるエッセンシャルワーカー（生活を営む上で欠かせない仕事に従事している人）においては、感染の恐れに不安や精神的緊張等を抱えながら日々業務に従事している。感染症拡大の長期化により、心身の不調を来す可能性が高くなる。
- 新型コロナウイルス感染者に対応する医療従事者、患者やその家族等への心のケアや風評被害防止の啓発等、十分な支援策が必要である。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 1) 2) 健康局 健康企画課長 水野 進太郎  | 078-322-6510 |
| 健康局 地域医療課長 境 智司          | 078-322-5253 |
| 健康局 保健所 保健課長 加納 尚剛       | 078-322-6516 |
| 健康局 保健所 精神保健福祉担当課長 村田 秀夫 | 078-322-5270 |
| 健康局 保健所 予防衛生課長 都倉 亮道     | 078-322-6784 |

### III. 市民生活を守るための取組みの推進

»文部科学省

#### 【提案・要望の背景】

- 外出自粛等に伴う経済活動の停滞により、収入が減少し、家計が急激に悪化するなど、市民生活に大きな影響が生じており、迅速かつ手厚い支援が必要である。
- 新型コロナウイルスに感染した際に、特に重症化が懸念される高齢者・障害者の感染を防ぐため、介護・障害者サービス事業所における感染拡大防止策の強化や、感染者発生時の対応にかかる事業所への支援が必要である。
- また、感染拡大に伴う保育所・学童保育施設等の特別保育への移行や、学校園の臨時休業等により、子どもたちや保護者を取り巻く環境が急変しており、状況に応じた支援策を展開していく必要がある。
- 特に、学校園の臨時休業等により十分な授業時数が確保できない状況が続く中、子どもたちの学びを保障するための学習環境の整備が急務となっている。

#### 2) 教育環境の整備に対する支援の拡充

##### ○ 学生等の修学機会を確保するための財政支援の拡充

- 家計の急激な悪化による学生の修学への影響が懸念されており、「学生支援緊急給付金」の拡充が必要である。
- 公立大学や公立高等専門学校においては、家計の急激な悪化に対応するため、独自で入学金・授業料の減免を検討しており、さらなる財政支援が必要である。また、「高等教育の修学支援新制度」の対象となっていない大学院生、留学生についても支援の対象にすることも必要である。
- 「新しい生活様式」への移行を踏まえ、公立大学や公立高等専門学校における遠隔授業の実施に必要な環境構築についての支援が必要である。



# 重点項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

## Ⅰ-3. 多文化共生の推進

»法務省、厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 本市では、近年、ベトナム人を中心にアジアからの転入者が急増しており、平成31年4月からの新たな在留資格制度の創設に伴い、さらなる増加が見込まれているが、それに伴い、ごみ出し等の生活文化の相違により新たな課題が生じている。
- このような状況の中、外国人市民が地域社会と共生していくためには、一定の日本語能力の習得や生活する上での文化・習慣への理解の促進、また、制度面も踏まえた受入環境の整備についても充実させる必要があり、国と自治体が連携し、早急に対策をする必要がある。

### 3) 外国人留学生の結核・感染症対策

#### ○ 日本語教育機関に対する結核定期健康診断の義務化及び精密検査の費用助成

- 本市の結核罹患率は全国平均を上回り、政令指定都市でワースト4位である。20代の結核新登録患者の7割が日本語教育機関の結核高まん延国出身の留学生であり、近年神戸でも集団発生の事例等が認められている。
- 感染した状態で入国し、その後発病する事例もあるため、入国後も年に1回の結核健診が必要であるが、「感染症の予防と感染症の患者に対する医療に関する法律」の定期的健康診断の対象に日本語教育機関の多くは該当しない。
  - ・結核高まん延国出身の留学生が増加している日本語教育機関において、結核感染拡大予防のため、年に1回の胸部X線健診の受診義務化の法制化
  - ・発見の遅れによる感染拡大を防止するため、精密検査（CT・気管支鏡等）費用に対する財政支援の拡充

## VIII-2. 子育て家庭の経済的負担の軽減

»厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 今後、人口減少・超高齢社会がより一層進展すると見込まれる中、少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されているが、子育てしやすい環境を推進するために、国策としてのこども医療費助成制度の創設や無償化の対象外である0～2歳児（非課税世帯を除く）の教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減等により、国・地方が一体となって子育て家庭の経済的負担を軽減していくことが不可欠である。

### 3) 予防接種にかかる保護者負担の軽減

#### ○ おたふくかぜワクチンの早期の定期予防接種化

- 平成24年5月、厚生労働省厚生科学審議会の予防接種部会にて取りまとめられた第2次提言において、医学的観点から広く接種を促進することが望ましいと定期接種化が提言された7ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）のうち、おたふくかぜは、ワクチンの有効性や安全性、費用対効果など技術的課題の整理がなされておらず、具体的な定期接種化の時期等は明示されていない。疾病の発生・まん延防止及び国民の健康維持の観点から安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化すべきである。
- 任意予防接種は全額自己負担であり、各自治体が独自助成を実施している。
- 令和2年10月にロタウイルスワクチンが定期接種化されることになった。
  - ・広く接種を推奨されているおたふくかぜワクチンについての国の財政措置及び早期の定期接種化

（参考）本市では、令和元年度より平成31年4月以降の出生児が3歳になるまでの間の、ロタウイルスまたはおたふくかぜワクチンの接種に対し、2回まで助成（上限2,000円/回）を実施

## IX-1. 高齢者・障害者施策等の推進

»厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、本市においては、認知症「神戸モデル」として、認知症の早期受診を促進するための診断助成制度と認知症の方が起こした事故に対する救済制度を実施している。認知症の人とその家族等が安全にかつ安心して暮らし続けられるよう、社会全体で支える取組みをさらに促進する必要がある。
- 高齢化の進行、障害の重度化に伴い、福祉・介護サービスへのニーズが増大する中、これらサービスを担う人材の不足が喫緊の課題となっている。
- 認知能力の低下などに対する支援を推進する成年後見制度利用促進法が国において制定され、成年後見制度等の利用者数は今後もさらに大幅な増加が見込まれるため、財政措置の拡充や制度の強化が必要である。
- 障害のある人の高齢化や重度化が進む中、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた「親なき後対策」を見据えた障害のある人の暮らしを支える支援の取組みが必要である。

## 3) 地域包括ケアシステム構築のための施策の一層の充実

## ○ 地域医療介護総合確保基金における政令市への配分枠の設定

- 地域包括ケアシステムの構築に関する事業は、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステム」の構築を目的として、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を充てることが可能とされている。
- しかし、地域医療介護総合確保基金の対象は、在宅医療・介護連携のための情報システムの整備・運用や医療・介護人材の確保といった事業であるものの、必ずしも大都市がその特性に応じ、主体的に同基金を活用して取り組むことができる仕組みとはなっていない。
  - ・大都市が早期に地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金について、政令市への配分枠を設定する等、政令市が事業に主体的に取り組むことのできる財政支援の仕組みの構築

(参考) 地域医療介護総合確保基金

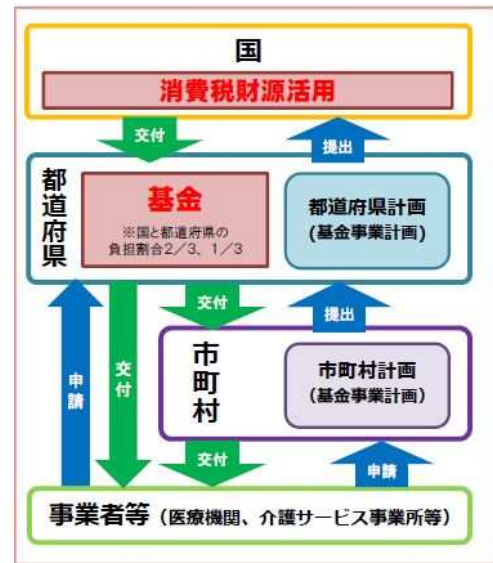
<対象事業>

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
2. 居宅等における医療の提供に関する事業
3. 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
4. 医療従事者の確保に関する事業
5. 介護従事者の確保に関する事業

<地域医療介護総合確保基金のスキーム（兵庫県）>

平成 30 年度事業分より、全県事業は従来どおり関係団体等からの要望を県が個別に受け、事業を選定するが、医療分野で取り組むべき事業で、2次医療圏域における課題に対応するための地域事業については、各圏域の地域医療構想調整会議で情報共有し、県へ提出するよう仕組みが変更された。

しかし、基金の事業計画及び配分額を決定するのは都道府県であり、政令市の意見が反映される仕組みとなっていない。



# その他項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

## IV. 保健・福祉・医療の充実

»厚生労働省

### 1) 地域医療提供体制の整備

#### ○ 不足する産科、小児科等における医師確保に向けた施策の推進

- 医師数は、多くの診療科で増加傾向にある中、産科・産婦人科はほぼ横ばいで推移しており、小児科は増加傾向にあるものの、相対的に増加割合が小さい状況である。
- 相対的に 20～30 歳代の女性医師の割合が高い（全体の 44.9%）ことから、妊娠、出産、育児等のライフイベントを踏まえ、女性医師等が働きやすい環境づくりが必要である。
  - ・ 大学医学部の定員増
  - ・ 平成 26 年度に廃止された夜間・土日休日の救急を担う勤務医への手当の財政的支援の復活
  - ・ 産科医の分娩取扱手当等の拡充
  - ・ 女性医師の働きやすい職場環境の整備

#### ○ 小児救急医療及び周産期医療体制の確保に対する財政措置の拡充

- 医師の高齢化等から今後当番医の確保等が困難になることが想定され、救急医療の安定的な体制確保が必要となっている。
- 分娩を取り扱う医療機関が減少している一方で、ハイリスク妊産婦に対する医療需要が増加している。
- 新生児医療を担う小児科医が不足している。
  - ・ 小児科救急対応病院群輪番制の国の補助基準額の増額
  - ・ 小児科の休日・夜間急患センターへの財政的支援の拡充
  - ・ 小児救急医療に対する診療報酬の拡充
  - ・ 国の補助制度に基づく県からの補助金（「総合周産期母子医療センター」及び「地域周産期母子医療センター」に対する補助金）の増額

#### ○ 二次救急を行う民間病院に対する税制上の特例措置の創設

- 地方税法第 348 条第 2 項第 11 条の 5 において、医療法第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人が救急医療等確保事業にかかる業務の用に供する場合は、固定資産税を課することができないとされている。本市では、民間病院が中心となり、市内の二次救急医療体制を確保しているのが現状である。
  - ・ 救急医療等確保事業の用に供する固定資産税の非課税措置を医療法人・個人病院等へ適用拡大

## 2) 障害者等に対する保健福祉施策の充実

### ○ 措置入院患者等に対する継続的な支援体制の構築にかかる財政支援

- 平成 28 年に、相模原市の障害者支援施設における事件を受けた国の検証及び検討報告において、地域で孤立せず安心して生活が送れるようにするため、精神障害者の措置入院解除後の継続的支援が必要とされた。
- 平成 30 年度に開催した神戸市精神保健福祉施策懇話会においても、地域での生活継続支援について提言されている。
  - ・退院後の継続支援に対する財政支援

### ○ 入院患者の権利擁護確立に向けた障害者虐待防止法等関係法令の改正

- 令和元年度、精神科病院の医療関係者による患者に対する暴力等が明らかになった。しかし、障害者虐待防止法において病院・学校・保育所等については、発見者の行政等への通報義務は対象外となっている。
  - ・入院患者の権利擁護の確立
  - ・通報者に対する法的保護を定める等関係法令の改正

## 4) 保健衛生施策の充実

### ○ ウイルス性肝炎対策にかかる財政支援

- ウイルス性肝炎は国内最大級の感染症であるが、初期には自覚症状がなく、他者へ感染させてしまったり、放置し適切な医療につながらないまま、肝硬変や肝がんなど重症化したりすることが多い。また、本市の肝がん死亡率は全国平均よりも高い状況が続いている。身近な場所（集団健診会場・医療機関）での肝炎ウイルス検査の受診機会を引き続き確保し、潜在的な陽性者の発見、適切な治療につなげる必要がある。
- 集団健診でのウイルス検査の国庫補助は 1/3 であるが、医療機関でのウイルス検査の国庫補助は 1/2 である。集団健診における市の負担軽減を行い、肝炎ウイルス検査の受診機会を引き続き確保する必要がある。
  - ・集団健診における検査費用の国庫補助率の引上げ

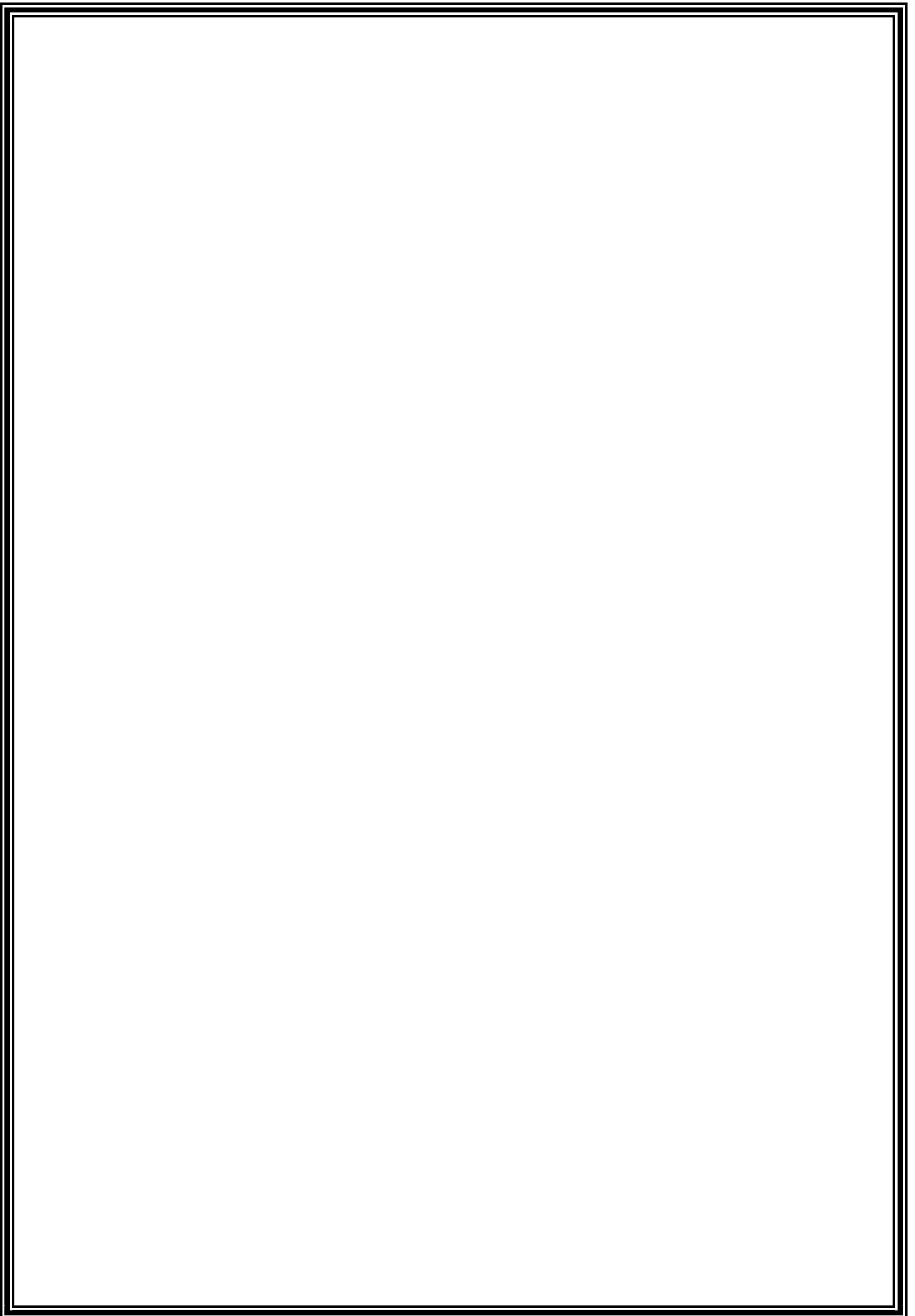
### ○ 感染症早期探知地域連携システム（神戸モデル）への財政支援

- 平成 21 年の新型インフルエンザ発生を受けた検証をもとに、平常時から地域と行政のネットワークづくりに取り組み、感染症の早期探知及び発生時の対応力の向上を図るなど、地域と行政の顔の見える協働体制を構築してきた。
- この体制構築の一つとして、平成 27 年度に感染症訪問指導員事業を開始したが、国の財政支援は立ち上げのみであり、平成 28 年度には体制の構築完了を理由に削減された。
- 平成 29 年 3 月 10 日に感染症法に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針」の一部改正が行われたが、事前対応型行政の構築は継続して示されている。
  - ・地域と行政の協働による感染症の発生予防・早期探知・拡大防止に向けた事前対応型の取組みを維持・継続するための財政支援

### ○ 指定難病医療費助成制度における患者負担の軽減

- 「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の施行により、平成 27 年 1 月から指定難病医療費助成制度が開始となり、令和 2 年 3 月末時点で 333 疾病が対象となっている。現在、指定難病の医療費の自己負担割合は 2 割となっているが、障害者自立支援法に基づく更生医療費の自己負担割合 1 割と比較すると、患者負担に差があり、さらなる患者負担の軽減を図る必要がある。







United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization



City of Design  
**KOBE** 

Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2008